

社会福祉法人美生会理事長報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人美生会（以下「法人」という。）の理事長の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう施設とは、特別養護老人ホームヴィラージュ川崎、地域密着型特別養護老人ホーム虹ヶ丘及びよろこび久末をいう。

(理事長の勤務報酬等)

第3条 理事長が理事会、評議員選任・解任委員会、監事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、次により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

	報酬（日額）	費用弁償（日額）
理事長業務報酬等	30,000円	5,000円

(理事長の出張報酬等)

第4条 理事長が、法人及び施設の運営のため出張する場合は、次により報酬、旅費等を支払うことができる。

	報酬（日額）	旅費及び宿泊費（日額）
理事長の出張報酬等	30,000円	実費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は、実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。